7　戸籍の全部若しくは一部又はその記録を消除した場合において、戸籍証明書等にその旨を記載するには、付録第二十六号様式によらなければならない。

8　戸籍の訂正をした場合において、戸籍証明書等にその旨を記載するには、付録第二十七号様式によらなければならない。

9　戸籍証明書等に第七十八条の記録を記載するには、付録第二十八号様式によらなければならない。

第七十五条　戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、市町村長は、戸籍又は除かれた戸籍に記録をした後遅滞なく、当該戸籍の副本（電磁的記録に限る。以下この条、次条及び第七十九条において同じ。）を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

2　前項に規定する場合において、法務大臣は、同項の規定にかかわらず、いつでも戸籍又は除かれた戸籍の副本を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

［3・4　略］

第七十五条の二　法務大臣は、前条第一項又は第二項の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍又は除かれた戸籍の副本の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。この場合において、法務大臣は、前に送信を受けた戸籍又は除かれた戸籍の副本を消去することができる。

2　［略］

第七十九条　第四十九条の二の規定は、法務大臣が第七十五条第一項又は第二項の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍又は除かれた戸籍の副本の送信を受けた場合に準用する。この場合において、第四十九条の二第一項中「にかかわらず」とあるのは「にかかわらず、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は」と読み替える。

第八十一条　市町村の区域の変更によつて、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局の所管に変更を生じたときは、旧所管区域内の本籍人の戸籍及び除かれた戸籍の副本（電磁的記録を除く。）並びにこれに関する書類は、新所管法務局若しくは地方法務局又はその支局にこれを引き継がなければならない。

別表第三（七十九条の二第一項関係）

［一～三　略］

四　戸籍法第百二十条第一項の戸籍証明書又は除籍証明書

別表第五（七十九条の五関係）

一　［略］

二　戸籍法第百二十条第一項の戸籍証明書又は除籍証明書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

7　戸籍の全部若しくは一部又はその記録を消除した場合において、第一項の書面にその旨を記載するには、付録第二十六号様式によらなければならない。

8　戸籍の訂正をした場合において、第一項の書面にその旨を記載するには、付録第二十七号様式によらなければならない。

9　第一項の書面に第七十八条の記録を記載するには、付録第二十八号様式によらなければならない。

第七十五条　戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、市町村長は、戸籍又は除かれた戸籍に記録をした後遅滞なく、当該戸籍の副本（電磁的記録に限る。以下この条、次条及び第七十九条において同じ。）を電気通信回線を通じて管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

2　前項に規定する場合において、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、同項の規定にかかわらず、いつでも戸籍又は除かれた戸籍の副本を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

［3・4　同上］

第七十五条の二　管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、前条第一項又は第二項の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍又は除かれた戸籍の副本の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。この場合において、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、前に送信を受けた戸籍又は除かれた戸籍の副本を消去することができる。

2　［同上］

第七十九条　第四十九条の二の規定は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が第七十五条第一項又は第二項の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍又は除かれた戸籍の副本の送信を受けた場合に準用する。

第八十一条　市町村の区域の変更によつて、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局の所管に変更を生じたときは、旧所管区域内の本籍人の戸籍及び除かれた戸籍の副本並びにこれに関する書類は、新所管法務局若しくは地方法務局又はその支局にこれを引き継がなければならない。

別表第三（七十九条の二第一項関係）

［一～三　同上］

四　戸籍法第百二十条第一項の磁気ディスクをもつて調整された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

別表第五（七十九条の五関係）

一　［同上］

二　戸籍法第百二十条第一項の磁気ディスクをもつて調整された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面